



2019 年度日本財団助成
「財産管理事業モデルの普及事業」
報告書

2020（令和2）年3月
特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

はじめに

現在、お金の管理に関する制度がほとんどないことが問題となっています。自分で管理するか、成年後見制度を活用するかは2択になっています。社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業は有益な制度ですが、財源や担い手の不足といった運用上の課題を抱えており、選択肢になり得ていません。自分でお金を管理することが難しい方は、このような状況にあっても、生活していかなければなりません。そのような方々を支援するのが財産管理サービスです。

しかしながら、イベント等で啓発活動を行なっているなかで、「財産管理サービス」の認知度が極めて低いことを痛感しています。お金の管理は自分で行うもの、それができないなら家族が行えば良いという認識が社会にはあるように思います。当法人では「それは、私のお金です！」を合言葉に家族であっても本人の了解なしにお金の管理を行うことができないことを発信してきました。必要であれば成年後見制度の活用を検討しないといけません、家族であればお金の管理を自由にできてしまうので、制度の活用は必要ないと考えておられる家族もあります。

金融機関では振込詐欺やマネーロンダリング等の防止のため本人確認を厳格にしています。これまでは家族でも可能であった行為ができなくなっています。社会のしくみとして、お金の管理に厳しくなっているのです。家族が本人のお金を本人の了解を得て管理することは問題ありません。しかし、家族がゆえにその確認がおろそかになっていることが懸念されます。本人の意図しないお金の管理は虐待であることを強く訴えないといけないと考え、イベント等での啓発に力を入れてきました。

またその一方で、利用者のお金を管理している施設等に対しても、適正な財産管理の方法についての研修を行いました。

こうした財産管理サービスの普及を目指した様々な取り組みを実施することができましたのも、日本財団から助成をいただけてのことです。ここに、心より感謝の意を表します。

また、財産管理サービスに関心を寄せていただいた事業所のみなさまには、お忙しい中、財産管理サービスモデル構築にご協力いただき、ありがとうございました。あらためて感謝申し上げます。

■□■ もくじ ■□■

1	財産管理モデルの啓発	01
(1)	イベントへの出展	02
(2)	啓発ノベルティの作成	06
(3)	財産管理に関する情報発信	07
2	財産管理モデルの普及	16
(1)	訪問研修会の開催	17
(2)	訪問指導（コンサルティング）の実施	21

1

財 産 管 理 モ デ ル の
啓 発

(1) イベントへの出展

①目的

- ・財産管理の支援について理解を促進していく
- ・相談コーナーを設けて不安の解消につなげる

②出展イベント

下記のイベントに出展して啓発を行いました。

イベント名	開催日	開催場所
ボラ堀商店街	2019年5月12日(日)	からほりどーり商店街 (大阪市中央区谷町6)
みどりのつどい	2019年5月19日(日)	西原公園 (堺市南区桃山台1-4)
北区ボランティアフェスティバル	2019年8月31日(土)	新金岡市民センター (堺市北区新金岡町4-1-8)
さかいボランティア・市民活動フェスティバル	2019年10月26日(土)	堺市総合福祉会館 (堺市堺区南瓦2-1)
まつばらボランティア市民活動フェスタ	2019年12月 7日(土)、8日(日)	ゆめニティまつばら (松原市上田3-6-1)
わくフェス【中止※】	2020年3月8日(日)	大阪狭山市立公民館 (大阪狭山市今熊1-106)

※「わくフェス」は新型コロナウイルス感染症防止のため中止となりました。

③相談

・相談件数

イベント名	相談件数
ボラ堀商店街	5
みどりのつどい	35
北区ボランティアフェスティバル	18
さかいボランティア・市民活動フェスティバル	21
まつばらボランティア市民活動フェスタ※	—
わくフェス【中止】	—
合計	79件

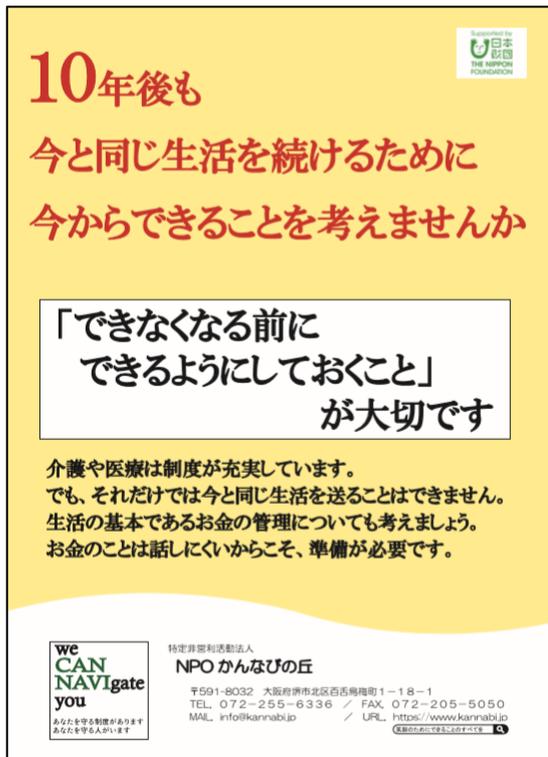
※パネル展示がメインのまつばらボランティア市民活動フェスタでは相談コーナーは設けていません

・相談内容

相談	相談件数	主な内容
仕組みについて	41	どういった支援なのか 誰が支援するのか 費用はいくらか 実施している施設はどこか 行政は関与しているのか
他制度について	33	成年後見制度 財産管理、金銭管理サービス 日常生活自立支援事業 家族信託、相続・遺言
その他	5	詐欺防止の取り組み 虐待について 行政への不満 税金

④パネルの掲示

啓発パネルを作成しました



Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

10年後も
今と同じ生活を続けるために
今からできることを考えませんか

「できなくなる前に
できるようにしておくこと」
が大切です

介護や医療は制度が充実しています。
でも、それだけでは今と同じ生活を送ることはできません。
生活の基本であるお金の管理についても考えましょう。
お金のことは話にくいからこそ、準備が必要です。

we CAN NAVIgate you
あなたを守る制度があります
あなたを守る人がいます

特定非営利活動法人
NPO かなびの丘
〒591-8032 大阪府堺市北区百舌野南町1-18-1
TEL. 072-255-6336 / FAX. 072-205-5050
MAIL. info@kannabi.jp / URL. <https://www.kannabi.jp>
公益財団法人認定NPO



Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

お金 = あなた

お金の管理ってその人がよく表れるって思うんです。
お金についてよく考えている人は自分についてもよく
考えている。
だとしたら、お金について見つめ直して、
自分を見つめ直すことだと思うんです。

we CAN NAVIgate you
あなたを守る制度があります
あなたを守る人がいます

特定非営利活動法人
NPO かなびの丘
〒591-8032 大阪府堺市北区百舌野南町1-18-1
TEL. 072-255-6336 / FAX. 072-205-5050
MAIL. info@kannabi.jp / URL. <https://www.kannabi.jp>
公益財団法人認定NPO



Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

1

お金を管理について考えませんか

泣くを笑う者は

we CAN NAVIgate you
あなたを守る制度があります
あなたを守る人がいます

特定非営利活動法人
NPO かなびの丘
〒591-8032 大阪府堺市北区百舌野南町1-18-1
TEL. 072-255-6336 / FAX. 072-205-5050
MAIL. info@kannabi.jp / URL. <https://www.kannabi.jp>
公益財団法人認定NPO

⑤ イベントの様子



(2) 啓発ノベルティの作成

①目的

- ・ 出展イベント等で配布して啓発を行う
- ・ あとで見返して思い出していただく

②作成物

- ・ インスタントコーヒー

お金の管理を行うことは生活を送る上で欠かせないことです。生活の一部になっているということを伝えるためにコーヒーにメッセージをつけて配布しました。



- ・ カードケース

お金の管理は財布などに入っている現金だけでなく、本人名義の口座に入っている現金も含まれます。そのことを伝えるためにキャッシュカードを保管できるカードケースを作成しました。



(3) 財産管理に関する情報発信

①目的

- ・まず財産管理サービスの存在を知っていただく
- ・財産管理実施のポイントを紹介する（事業所向け）
- ・財産管理サービスを身近なものだと理解していただく（市民向け）

②内容

■事業所向け「かんなびのお金新聞」

- ・創刊号
 - ・発行月：2019年7月
 - ・発行数：1,100部（A4,カラー印刷）
 - ・配布先：公的機関、施設、病院等
- ・第2号
 - ・発行月：2019年11月
 - ・発行数：1,100部（A4,カラー印刷）
 - ・配布先：公的機関、施設、病院等

■市民向け「ライフマネー通信」

- ・創刊号
 - ・発行月：2019年7月
 - ・発行数：1,100部（A4,カラー印刷）
 - ・配布先：公的機関、イベント配布等
- ・第2号
 - ・発行月：2019年11月
 - ・発行数：1,100部（A4,カラー印刷）
 - ・配布先：公的機関、イベント配布等

かんなぎの
お金新聞

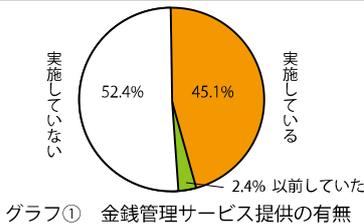
創刊号

2019年7月発行
特定非営利活動法人
NPOかんなぎの丘
TEL.072-255-6336
FAX.072-205-5050

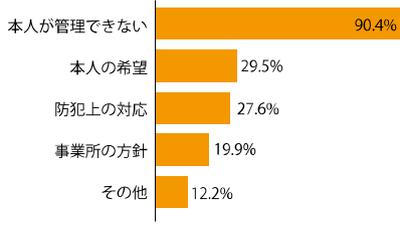
Supported by
日本財団
THE NIPPON FOUNDATION

財産を預かる責任 自信を持って預かれますか

特定非営利活動法人NPOかんなぎの丘が実施したアンケート調査(日本財団助成事業(2017年)によると、福祉施設等の約半数が利用者に金銭管理サービスを提供していることが明らかに became ①)。

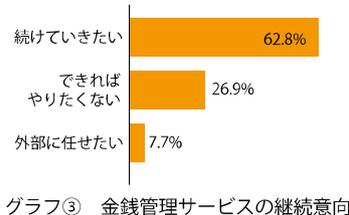


金銭管理サービスを提供している理由として、本人が管理できないからが9割を超えた一方、防犯上の対応・事務所の方針といった本人に因らないものが一定程度存在することが明らかに became ②)。



また、今後も金銭管理サービスを提供するか尋ねると、6割の事業所が継続意向を持っています。しかし、できればやりたくない事業所も3割にのぼりやめたくてもやめれない現実があることが明らかに became ③)。

金銭管理の必要性を感じてサービスを始めても、継続するには工夫と責任が必要となります。



説明会のご案内

かんなぎの丘では、金銭管理サービスの普及および質の向上を目指して、関心のある事業所向けに無料出張説明会を開催しています。事業所の責任者や実務者を対象とした金銭管理サービス実施のポイントをお伝えします。

また、南大阪を中心に各種イベントに出展して、啓発活動をするほか相談会や説明会も開催します。

ホームページを開設

金銭管理サービスに関する情報を掲載した特設サイトを開設しています。

様式集
ダウンロード
できるほか、
イベントでの
出展の予定
等の情報を
発信していま
す。

「お金の管理」
で困ったはありませんか?
財産管理事業モデルの普及

https://www.zaikan.org/

厳しくなる銀行 家族でも出金ができない!

特殊詐欺被害が近年減少したとはいえ、2018年も400億円近くの被害が発生しています。こうした状況を踏まえて銀行をはじめ、金融機関では本人確認の厳格化を図り、家族であっても出金や振込みができなくなっています。

この対応は本人の財産を守る上で必要不可欠であり、本人が出金等をする場合でも不便を

感じることも多いのが実情です。まして本人が金融機関に出向けない場合はどうしようもなくなってしまう。

一方、ゆうちょ銀行は代理で出金等ができる受払受任者の仕組みがあります。お金の管理に関して有効な仕組みがないのは現状です。金銭管理サービスが市民権を得て社会インフラになることを期待しています。

コラム

当法人が提供する金銭管理サービスは高齢利用者や知的障がい者が多い。契約後に自分で金銭管理ができるようになったので解約するケースはこれまでに残念ながらなりました。成年後見制度に移行したり、お亡くなりになったりして契約が終了する。「何か困ったことがあれば、いつでも相談してね」と自分で金銭管理ができるようになって送り返す日が来ることをひそかに心待ちにしている。

【K】

利用者の財産を預かるときのポイント①

利用者に金銭管理サービスを提供するとき、どのようなことに留意する必要がありますでしょうか。ポイントをまとめました。
【次号に続く】

利用者本人の意思に基づいているか

金銭管理サービスはあくまで本人がでない事を委任されて行う行為です。本人の指示・依頼によらない作業（支払い等）はできません。本人が確かに利用したサービスの支払いを拒否する、理解できない等本人の判断が不十分である場合は成年後見制度の活用を検討します。判断能力が不十分な場合、金銭管理サービス

作業が職員1人で完結しない

本人宛に請求書が届き本人の依頼で支払いをする場合、ある職員が本人から請求書を受け取り金融機関で支払いをして本人に報告をします。この場合、本人の意思に基づいて行われて報告もされています。しかし、その請求がすでに支払いが済んでいて行き違いの可能性もあります。その職員が不正を働いたとしても見過ごしてしまいうすし、あとで検証もできません。必ず複数の職員が関わるようにして行き違いや不正が起らない仕組みを整えましょう。

お金の流れを把握

当法人が以前に実施したアンケートでは、金銭管理サービスとして金銭出納帳を作成している団体が多くありました。本人のお金の動きを把握するためには金銭出納帳の作成は重要です。加えて、収入がどの程度あり、支出としてどのようなものにくらべていくのかを把握することもとても重要となります。おおかでも良いので収支計画を立てると、金銭出納帳をより確認することになるのでお金の適正管理につながります。

成年後見制度は判断能力がとて思くなったの権利擁護を行うために成年後見人等支援者を就ける制度です。活用するには家庭裁判所での手続き（申立）が必要となります。本人の判断能力の程度によって、成年後見・保佐・

成年後見制度

補助に分かれます。後見人はお金の管理だけでなく、契約行為や行政への申請・諸手続きもを行います。後見人は一度就けるとやめることは原則できません。また、後見人への報酬は本人の財産から支払います。

わんぱいんとあどばいす

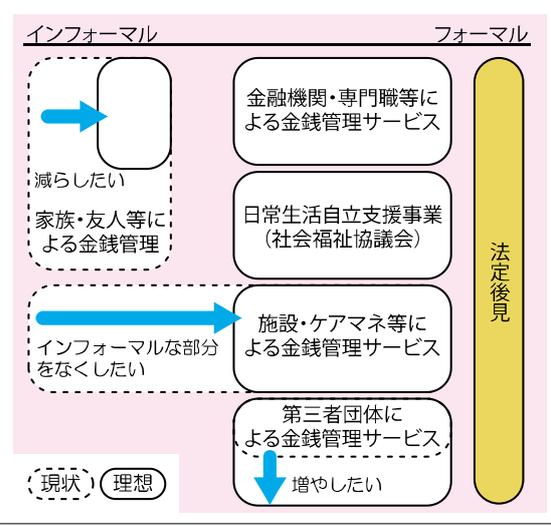
他事業が忙しくて複数の職員が関わるのは難しいというご意見をよくいただき、当法人も少数で複数の事業を実施していますが、複数のチェック体制を整えています。お金を扱うため、間違いや不正は許されません。関与の程度はあるにしても複数人体制は金銭管理を実施する最低限の約束事です。



かんなびの
お金新聞
第2号
2019年11月発行
特定非営利活動法人
NPOかんなびの丘
TEL.072-255-6336
FAX.072-205-5050
Supported by
日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION

「金銭管理サービス」の インフラ化を目指して

民間団体が実施する金銭管理は福祉サービスのように制度に基づいて実施されているわけではありませんが、個々に契約によって実施している状態です。そのため、基準がなく手探りで行われています。NPOかんなびの丘では、日本財団の助成を受けてモデルの構築に取り



組んできました(詳細はホームページを参照)。
金銭管理サービスは善意や他に方法がないからやむなく提供するのでなく、事業として提供されるサービスであると考えています。
今後、金銭管理を必要とする方は増えていきます。そのときに一番大きな支援機関となるのが困っている方のすぐ近くにいる、すでに福祉サービスを提供している事業所です。
金銭管理を実施するためには体制やルールを整える等大変な労力を必要とします。そもそも金銭管理というサービスの存在もほとんど知られていません。そのためにも利用者や家族の理解が得られないこともあります。この努力は一つの事業所の頑張りでは解決できるものではありません。そこで社会的な仕組みを目指しています。金銭管理サービスを当たり前のサービスにするこ

説明会のご案内

かんなびの丘では、金銭管理サービスの普及および質の向上を目指して、関心のある事業所向けに無料出張説明会を開催しています。事業所の責任者や実務者を対象とした金銭管理サービス実施のポイントをお伝えします。
また、南大阪を中心に各種イベントに出展して、啓発活動をするほか相談会や説明会も開催します。

ホームページを開設

金銭管理サービスに関する情報を掲載した特設サイトを開設しています。様式集がダウンロードできるほか、イベントの出展の予定等の情報を発信しています。

<https://www.zaikan.org/>

そのためにより多くの事業所に金銭管理サービスの意義や必要性を知っていただくために説明会の開催のほか、ホームページ等での情報提供を行っています。

最近、お金に関する書籍がたくさん出版されています。投資や仮想通貨、ふるさと納税や寄付などジャンルは多岐にわたります。以前と比べるとお金についてオープンに話すことができる環境になってきています。
お金は日常生活を送る上で欠かせないものです。ブランドの服が購入できた、おいしい食事ができたという幸せをもたらしてくれる存在です。一方で犯罪や妬み等ネガティブな面

お金と向き合おう

も持っています。しかし、お金には性格があります。お金を管理する際無意識にお金に対する考え方が出てしまっています。それを事業に持ち込まないためには自分がどういったイメージを持っているのかを確認しましょう。
まずはお金について家族や仲間と話し合ってみましょう。

利用者の財産を預かるときのポイント②

利用者に金銭管理サービスを提供するとき、どのようなことに留意する必要があるのでしょうか。ポイントをまとめました。
【前号の続き】

文書で契約内容を残しましょう

契約は口約束でも成立しますが、お金に関わる事項ですので文書で残す方が良いでしょう。あとで言った言っていないとトラブルになる可能性がありますので注意が必要です。

また、文書にする場合でもいくつかの方法があります。利用者からお金の管理をしてもらいたい旨の委任状をもらう方法、金銭管理サービ

金銭管理の公的な制度として日常生活自立支援事業があります。実際の運営は社会福祉協議会が担っています。

日常生活自立支援事業

主なサービスとしては①介護サービスの情報提供や相談②日常の金銭の管理(病院代の支払い、預貯金の出し入れ等)、③通帳や証券等貴重品の預かりがあります。お金に関わる相談にも乗ってもらえます。また、定期的な見守りもあるため、安心して生活を送ることが出来ます。詳しくはお近くの社会福祉協議会までお問合せください。

スを提供する旨の同意書をもつ方法、契約書を作成する方法等があります。契約書は通常2部作成するため、利用者も手元で保管できいつでも契約内容を確認できるのでおすす

めです。契約書には預かる物品や実施する作業も記載することで安心して預ける・預かることができるようになります。

利用者のために。利益相反に注意!

金銭管理サービスでは利用者の通帳を預かることがあります。これは本人が自分の財産を自由に使う権利を制限する危険性を持っています。金銭管理サービスを利用してもお金を何に使うか決める権利は利用者本人が有します。金銭管理サービスを提供する側はあくまで本人の意思に基づき実務的な作業を行うサービスです。

利用者の収入が月10万円が必要な支出が8万円の場合を考えます。利用者が小遣いで3万円使いたいと言ったとき、金銭管理サービス提供者にそれを拒否する権利はありません。それでは生活が成り立たない事を説明して利用者が理解した上で小遣いを2万円にする必要があ

ります。利用者がその判断ができない場合は、成年後見制度の活用等の検討が必要になります。特に自団体が提供している福祉サービスの支払いを優先して行う、収入に同じ提供するといったことなどは利益相反とみなされます。利用者の権利を侵害する行為は結果的に団体の利益にもつながりません。

利用料をもらっていいの? 利用料を

お金の管理をするにあたって利用料を徴収することはできません。契約時にいくら費用が発生するか、どのように費用が発生するのかを説明します。

通帳を預かっている場合は、利用料も口座から徴収することになるため、利用者にはきちんと報告(請求書・領収書の発行等)が必要となります。

利用料や必要経費であっても利用者に無断でお金を動かすことは利用者の権利侵害だけでなく、不信感につながります。金銭管理も一つのサービスとなりますので他のサービスと同様に扱います。

お金の知識をもっと身近に

創刊号

ライフマネー通信

特定非営利活動法人 NPO かなびの丘



あなたのお金の管理を第三者に任せることはできますか？

みなさんはお金をどのように管理されていますか。お金の管理の方法は人によって様々です。財布ひとつ取っても、その日使う分だけ入れている人、何十万円も入っていないと落ち着かない人、キャッシュレスで財布すら持っていない人もいます。

お金の管理方法に正解はありません。こうした方が安全とか、この方が便利とか、一定の方法論はありますが、最終的には本人の価値観が大きく反映されます。これは金融機関や証券会社との付き合い方も同じです。

本人が自分自身で管理できている間は問題ありません。認知症や様々な障がい等によって管理ができなくなる場合があります。ひどくなると、支払わないといけないものが滞っている、収入が入ればすぐに使ってしまう等生活に支障をきたすようになります。

家族や周囲に手伝ってくれる人がいれば、最悪の事態は防げるかもしれません。いない場合は第三者にお金の管理をお願いする必要があります。法的な制度を活用すると成年後見制度、公的な制度を利用すると日常生活自立支援制度（裏面参照）があります。

銀行をはじめ民間でもお金の管理に関するサービスを提供している団体もあります。

ここで問題となるのが、自分のお金や財産を第三者に任せることができるかです。信頼できる団体とはいえ、自分の財産を渡すことになります。自分で管理ができていうちは利用しないサービスなので、前もって心構えもできません。サービスを利用しないと生活が成り立たないと頭で理解できていても、とても勇気のいることです。

当法人でも「財産管理サービス」といって、利用者の通帳をお預かりして、必要な支払いをしたり、生活費を渡したりしています。信頼いただいておりますので、こちら最善の注意を払っています。契約時の説明や毎月の報告は丁寧に行うようにしています。

今後、認知症高齢者数は増加していきます。それに対応するため、社会インフラを整えていかないとはいけません。信頼できる団体を増やさないとはいけません。現在、日本財団の助成を受けて財産管理サービスが社会インフラとして定着するように活動を行っています。

また、本紙が将来のお金の管理について考えるきっかけとなることに加えて、金銭管理サービスに対する認知度が向上していくことを願っています。

mONEY tOPic

お金にまつわるお話

お札の顔が変わります！



財務大臣が紙幣と500円硬貨のデザインを2024年に刷新すると発表しました。

これまで長年にわたって親しまれてきた一万円札の福沢諭吉からバトンを受け継ぐのが、実業家の渋沢栄一です。渋沢は第一国立銀行（現・みずほ銀行）や京阪電気鉄道、東京瓦斯など多くの企業の設立に貢献しました。

また、日本赤十字社の設立に関わるなど社会貢献活動にも積極的でした。

五千円札の顔となるのが、津田梅子です。女子英学塾（現・津田塾大学）を設立した教育者です。女子教育の先駆者として、自由でレベルの高い教育を実践しました。

一千円札の顔となるのが、北里柴三郎です。日本の細菌学の父と呼ばれ、ペスト菌の発見や破傷風の治療法の開発など感染症医学の発展に貢献しました。

また、裏面のデザインも刷新されるほか、新しい偽造防止技術も導入されます。

いざとなったら…この制度

知らなくても生活はできるが、知っていたらもっと安心して生活できる。そんな制度やサービスをご紹介します。



「日常生活自立支援制度」

表面でも少し触れましたが、国の制度として運用されているのが「日常生活自立支援事業」です。実際の運営は社会福祉協議会が担っています。

主なサービスとして、①どの介護サービスを利用すれば良いかわからない時に情報提供や相談を受けることができます。②日常の金銭の管理（病院代の支払い、預貯金の出し入れ等）、③通帳や証書等貴重品の預かりがあります。

お金に関わる相談にも乗ってもらえます。また、定期的な見守りもあるため、安心して生活を送ることができます。

ただ、利用したい方が多く現在は多くのところで順番待ちとなっているようです。現状では他に受け皿が少ない、地域によっては全くなため、順番が回ってくるのを待つしかない状態です。限られた予算できめ細かい運営しているため仕方がない部分はありますが、早急な改善が求められます。

サービスについて詳しく知りたい方はお近くの社会福祉協議会までお問い合わせください。

お金クイズ

知っているところって得た気分♪

日本銀行が初めて発行したお札である「拾円券」通称「大黒札」は、紙質を強めるためにある食品の粉を混ぜて作られました。その食品とは何でしょうか？

「お米」が正解です。お米の粉を混ぜると紙質が強くなり、破れにくくなります。

もう少しお金について知りたいと思ったら

障害のある子が「親なきあと」にお金で困らない本 渡部 伸（著） 主婦の友社



著者は「はじめに」で、まずは知ることから始めましょう。（中略）漠然とした不安をかかえた状態を抜け出し、将来に向けた安心を手に入れることができると思います。と述べています。本紙も同じ思いで発行しています。

● 相談会を開催しています ●

当法人では、お金の管理に関する相談会を事務所会議室にて毎週水曜日午後 1 時～3 時に開催しています。不安やお悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。

発行：特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

〒591-8032 堺市北区百舌鳥梅町 1-18-1
TEL. 072-255-6336 / FAX. 072-205-5050

本事業は日本財団の助成を受けています



お金の知識をもっと身近に

第2号

ライフマネー通信

特定非営利活動法人 NPO かなびの丘



あなたは家族や友人とお金について話し合っていますか？

みなさんは最近、ご家族やご友人とお金について話されましたか。消費税が増税になったり、キャッシュレス・ポイント還元があったりとお金にまつわる大きな出来事があったので話題に上ったかもしれません。これから年末に近づくとお金の動きが大きくなっていきますので話題になることも多くなっていくと思います。

さて、少し前にブームになりました「終活」は覚えておられるでしょうか。自分にもしものことがあった時に家族が困らないように色々整理しておくものです。自分の人生の振り返りにも役立つとしてメディアでも取り上げられました。今も書店には多くのエンディングノートや関連書籍が並んでいます。そのエンディングノートの多くを占める内容は、自分の財産やそれらをどうしてほしいのかです。つまり、相続に関わる部分ですね。記入していくと意外と把握できていなかったりします。

エンディングノートは一人で書き上げる必要はありません。家族と確認しながら書いていくこともできます（家族に内緒の財産もあるかもしれませんが…）。当法人では家族とワイワイ言いながら書いていくこ

とをおススメしています。それはお金について話し合うとても良い機会となるためです。ニュースで流れるような社会一般の出来事ではなく、自分の、家族のお金について考える機会はほとんどありません。意識していないとなかなか作ることはできません。

今も大きな被害が出ている振り込め詐欺等の「特殊詐欺」の有効な対策として家族間でしっかりと話し合っておくことの重要性が指摘されています。話しにくい話題だからこそ、詐欺グループはあなたの家族とのコミュニケーション不足を狙っているのです。

繰り返しになりますが、お金の話は家族であっても話しにくいものです。いきなり相続の話は難しいですが、日ごろのお金の使い方等身近な話題からコミュニケーションをとっていきましょう。



money topic

お金にまつわるお話

ラグビーワールドカップ
経済波及効果 4372 億円



2019年9月20日に開幕したラグビーワールドカップ2019日本大会は日本代表の活躍もあり、とても盛り上がりました。観客動員数はのべ170万人を超え、ファンゾーンにも110万人を超える人が集まりました。これだけ多くの人々が動いたのでお金も動きました。その額、4372億円！この金額は開幕前に日本大会組織委員会が予測した金額です。

その中身としては①直接効果（スタジアム建設費、会場運営費、訪日外国人による消費等）が約1917億円、②第一次間接効果（スポンサー等の需要拡大等）が約1565億円、③第二次間接効果（雇用増加による消費拡大等）が約890億円となっています。

実際はそれ以上の波及効果があったのではないのでしょうか。来年開催されるオリンピック・パラリンピックはそれ以上の経済波及効果が期待されています。



いざとなったら…
この制度

知らなくても生活はできるが、知っていたらもっと安心して生活できる。そんな制度やサービスをご紹介します。



「成年後見制度」

成年後見制度が2000年にスタートして約20年が経ちました。名前は聞いたことがある、内容も少しは知っているという方が増えてきていますが、一般的にはまだまだ認知度が低いのが現状です。平成29年12月末時点で利用者が約21万人となっています。

成年後見制度は、認知症等で自分自身で判断ができなくなった方（以下、「本人」といいます）を支援する仕組みです。判断できる程度によって、3つの類型（成年後見・保佐・補助）に分かれています。制度を利用したい場合は、支援が必要な方の家族が家庭裁判所に手続きを行い、成年後見人等を選任す

ることで開始されます。家族がいなかった場合や虐待等のケースは市町村長が代わりに手続きを行います。

類型によって、支援できる内容は異なりますが、本人が生活を滞りなく送っていける環境を整えていきます。

また、成年後見人等には報酬が発生します。報酬は家庭裁判所が金額を決定し、本人の財産から支払われます。家族に請求がいくことはありません。

成年後見人は手続きを始めてから決定するまでに時間がかかります。利用を検討される場合はお早めに地域包括支援センターや行政にご相談ください。

お金クイズ

知っているところって得意な気分

- ①日本銀行が発行する紙幣のうち、肖像として最も多く採用された人物は誰でしょうか？
- ②日本銀行が発行する紙幣のうち、肖像として始めて採用された女性は誰でしょうか？

① 豊田正太郎 (100円) ② 樋口大祐 (1万円) (正解は100円と1万円)

もう少しお金について知りたいと思ったら

セイラー教授の行動経済学入門



リチャード・セイラー (著)
篠原勝 (翻訳)
主婦の友社

著者がノーベル経済学賞を受賞したことでブームとなった行動経済学。入門書であるが内容は難しい。それだけ人の心理は分からない…。

● 相談会を開催しています ●

当法人では、お金の管理に関する相談会を事務所会議室にて毎週水曜日午後1時～3時に開催しています。不安やお悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。

発行：特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

〒591-8032 堺市北区百舌鳥梅町 1-18-1
TEL. 072-255-6336 / FAX. 072-205-5050

本事業は日本財団の助成を受けています

we
CAN
NAVIGate
you

あなたを守る制度があります
あなたを守る人がいます

2

財産管理モデルの
普及

(1) 訪問研修会の開催

①目的

- ・実際に金銭管理を行う職員に直接、財産管理の意義を説明する
- ・各施設でどのように財産管理サービスを実施しているのかを把握する

②開催日時・場所

訪問日	訪問先
2019年6月20日(木)	高齢者施設(堺市堺区)
2019年7月26日(金)	障がい者施設(堺市中区)
2019年8月25日(日)	障がい者施設(富田林市)
2019年9月30日(月)	障がい者施設(松原市)
2019年10月15日(火)	介護保険サービス事業所(堺市美原区)
2019年11月30日(土)	介護保険サービス事業所(堺市堺区)
2019年12月14日(土)	障がい者施設(富田林市)
2020年1月14日(水)	介護保険サービス事業所(堺市北区)
2020年2月8日(土)	障がい者施設(松原市)
2020年2月17日(月)	介護保険サービス事業所(堺市南区)

③内容

- ・2018年度に作成したマニュアルを基に財産管理サービス事業の説明を行った



■ 当日資料（金銭管理サービスの概要）

金銭管理研修 ～金銭管理サービスの意義～

特定非営利活動法人
NPO かんなの丘

NPO かんなの丘

利用者のお金の管理は誰がするのか
金剛コロニー（富田林市、知的障がい者施設）の場合
元々は金剛コロニーの運営団体が管理していた
大坂府から指摘が入った
保護者が担うことになったが・・・

趣旨説明

当初、かんなの丘は
日常生活自立支援事業を利用できない方の受け皿として
社協や包括からの相談に対応していました。
でも、かんなの丘も対応できなくなってきた。
→「お金の管理」を必要とする人はいるのに
支援する団体が圧倒的に少ない！
だったら支援団体を増やしていこう！
まずは利用者自身に身近な施設や福祉サービス提供者から

モデルの構築

アンケート調査をしました①

金銭管理サービスを実施していますか

実施している	95.0%
以前していた	5.0%
実施していない	0.0%

アンケート調査をしました②

金銭管理サービスを行っている理由は何ですか【複数回答可】

本人が管理できない	95.0%
本人の意思	60.0%
障害に企業や金融機関が対応できない	10.0%
事業所の方針	5.0%
その他	10.0%

アンケート調査をしました③

金銭管理サービスとして行っていることは何ですか【複数回答可】

貸付、貸付	95.0%
金庫の貸付・管理	75.0%
遺贈、相続のサポート	70.0%
小口現金の管理	65.0%
買付代行	60.0%
障害者の就職	45.0%
住居での手続	40.0%
実業団体のサポート	35.0%
福祉の相談	30.0%
見守り	25.0%
児童養育	20.0%
収入源の確保	15.0%
実家の運営	10.0%
その他	5.0%

アンケート調査をしました④

金銭管理サービスの対象はどなたですか

事業関係のサービス利用者以外	95.0%
事業関係のサービス利用者以内	5.0%
サービス対象外（福祉施設利用者以外）	0.0%

アンケート調査をしました⑤

今後、金銭管理サービスをどのように展開していきたいと思いませんか

可能な限り増やしていきたい	95.0%
できれば増やさない	5.0%
方針の転換に賛成しない	0.0%

■ 当日資料（金銭管理サービスの実務）

金銭管理研修
～金銭管理サービスの実務～

特定非営利活動法人
NPO法人のびのび

0

【定義】 財産管理とは

財産管理
(財産の運用（本事業対象外）
財産の管理
金銭の管理)

- ・本モデルではお金の管理に特化
- ・付随するサービスは実施事業所の判断においてサービス提供してください

1

【定義】 金銭管理サービスとは

- 金銭の保管や管理
 - ・金銭の預かり
 - 小口現金、金券
 - ・ 日常的な使用頻度の高い物品の預かり
 - 通帳保証証、運転免許証、認め印、自らの鍵等
 - 金銭に付随する物品（財布、印鑑ケース等）
 - 請求書、領収証等
 - その金銭を使用するの事務（作業）
 - ・ 金銭を用いた作業（小口現金で支払う等）
 - ・ 金銭出納帳の作成

2

【定義】 財産管理サービスとは

- 財産の保管や管理
 - ・ 日常的な使用頻度が高い物品
 - 金庫機関連帳、銀行印、キャッシュカード等
 - これらは事業所内の金庫で保管
 - ※ 通帳と銀行印は別々の金庫で保管
 - ・ 日常的な使用頻度が低い物品
 - 実印、印鑑登録証、マイナンバー、年金証書、契約書類、権利書類、有価証券等
 - これらは貸金庫を利用しましょう。

3

【定義】 財産管理サービスとは

- ・ 骨董品や絵画等価値が変動するものは対象外
- ・ 預かる財産は財産の一部だけでも問題はありません。
- その財産を使用するの事務（作業）
 - ・ 財産を用いた作業
 - 通帳と印鑑を用いて生活費を支出する、施設費を支払う等
 - ・ 作業を完了する作業
 - 生活費を届ける
 - 年金や生活保護費の受給確認

4

【定義】 実施事業所（サービス提供者）

実施事業所
施設等団体：・ 利用者と関わりのある事業所
・ 福祉サービス提供者
(入所施設、ケアマネジャー等)

第三者団体：・ 関わりのない事業所
・ 利害関係ない団体

5

【定義】 利用者（サービス受益者）

- ・ 利用者自身が自由に金銭の管理が行えない方
- ・ 契約能力を有する方
- ・ 財産管理サービスの利用を希望する方
- ・ 高齢者や障がい者等の利用者区分は行わない
 - 実施事業所の考え方に基づき対象者を限定することは可能
- ・ 判断能力が著しく欠ける方は契約行為が成立しない可能性が高いため、成年後見制度の活用を検討する
- ・ 資産運用を目的とした財産管理や相続等法的拘束力を受ける財産に関するものは本モデルの目的とは異なるので専門家に相談してください

6

【定義】 監査機関・主要関係人

- ・ 財産管理サービス等が適切に実施されているかを第三者機関（監査機関）の監査を受けることが望ましい
- ・ しかし、現状では監査機関がなく早急に設置することは現実的には難しい。
- ・ 監査機関が設置されるまでは契約者の個別対応とする。その際、チェック機能を果たす機関（人）を主要関係人と呼びます。
- ・ 主要関係人はその存在を明確にするため、財産管理契約に署名しますが、保証人の役割を果たしません。
- ・ 主要関係人には家族やこれまで関わりがあった地区包括支援センター、社会福祉協議会等を想定しています。

7

【体制】 職員配置

- ・ 1人で作業が完了しないように複数人を配置
- ・ 専属職員の配置が困難な場合は、法人が行う他の事業と業務を兼務
- ・ その場合は財産管理サービス等で知り得た情報を外部（法人内の他事業を含む）に漏洩しません。
- ・ 実際に作業を行う職員だけでなく、監督する立場の職員を配置
- ・ 法人が他に提供する福祉サービスと同じ人員配置とならないよう工夫する。同じにせざるを得ない場合は第三者のチェック機能を付し利益相反が及びない体制づくりを心掛けます。

8

【体制】 職員の要件

- ・ 金銭管理および財産管理は、利用者のお金に直接関わるため、倫理観に加えてお金に関する知識やスキル等が求められる。
- ・ 財産管理に特化した資格は存在しないが、関連する資格があるため、その有資格者が配置されることが望ましい。
- ・ 具体的には、ファイナンシャルプランナー、社会保険労務士、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント等
- ・ 金融機関等で勤務した経験がある者や市民後援人養成講座受講者、日常生活自立支援事業における支援員も同様の知識を有していると考えられる。

9

【体制】 職員の資質

- ・ 作業員は単に与えられた作業を行うのではなく、金銭管理支援および財産管理支援の目的や基本的な考え方を十分に理解し、権利擁護の視点を持った活動を行うことが期待されます。
- ・ 本ことで、作業員には専門的な知識やスキルの習得だけでなく倫理観の醸成も求められます。
- ・ 定期的に研修を実施し自己研鑽に努める。
- ・ 金銭や財産を取り扱うため、倫理教育のほか個人情報保護等の研修も必要となる。
- ・ 実務担当者だけでなく管理者に対する研修も大切です。

10

【体制】 他団体との連携

- ・ 1つの事業所で完結することは少なく、多種多様な事業所と連携して事業にあたる事が多いです。
- ・ 金銭管理サービス等を提供している中で法的な問題等法人内部だけでは解決が困難なケースが発生する場合があります。
- ・ これらの問題の多くは専門知識を有するうえに、早急に解消する必要があるものもあり、速やかに弁護士等専門家に引き継ぐようにする。

11

【体制】 利益相反対策

- ・ 施設入居者を対象とした場合、自身の施設費を優先して徴収することは施設本位と判断される場合がある。明確な基準を設ける必要がある。
- ・ 利用料を徴収できなくなった場合、契約においては解除規定を設けているものの本人の生活を考慮すると解除できない場合も考えられる。
- ・ 同じ法人で福祉サービス等を提供している等と持たそうなる。事業として実施するため利用料を徴収しないままサービスを提供するのは矛盾を抱える。
- ・ 実施にあたっては十分な検討が必要となります。

12

【体制】 個人情報の保護

- ・ 金銭管理サービスでは、利用者の収入や債務の状況等お金に関する情報に加えて、利用者の嗜好や抱えている問題等幅広い個人情報を取り扱う。
- ・ 実施団体が個人情報保護に関する法律に適合しない団体であったとしても、法に準じて個人情報の取り扱いに関する規定を監査することが求められる。
- ・ 専属で職員を配置することは難しく他事業と兼務する場合は、利益相反の防止や個人情報の流出に留意する。
- ・ 実施団体外との団体と連携している中で、個人情報を共有していく必要性があります。そのため契約時にあらかじめ利用者にも同意を得るようになります。

13

【流れ】 全体図

相談受付
契約判断
契約の締結

信託
信託の終了

14

具体的なケースをみていきましょう

名前：甘南備 太郎
年齢：85歳
家族：息子が遠方にいる

一人暮らしが難しくなったので、施設に入居することになりました。
・息室には金庫がなくお金を保管することが心配です。

16

相談受付

- ・利用者がどのようなお金の管理に困っているのかを把握します。
- ・利用者の収支の状況を把握します。
- ・利用者に金融管理サービスについて十分に説明します。
- ・特に利用料を預収する場合は計算方法等も説明します。
- ・事業所と利用者との間に利益相反になる要素がないか確認します。

17

契約判断

- ・利用者の意思を確認します。
- ・周囲の支援者が強く希望している場合でも、利用者本人が希望しない場合は契約できません。
- ・利用者が判断能力に乏しい場合は契約できません。成年後見制度の活用を検討しましょう。
- ・利用者の収支計画に基づいて事業所で対応できるかを確認します。

18

契約締結

- ・利用者本人と契約を締結します。
- ・契約は書面で取り交わすようにします。
- ・依頼書等を使用する場合は、利用者のコピーを渡してサービス内容が分かるようにします。
- ・契約の内容に変更（追加、削除を含む）が生じれば速やかに契約書に記載します。
- ・可能であれば契約の場に第三者に立ち会っていただくようにします。

19

おこづかいがほしい

本人から「買い物に行きたいのでお金がほしい」

- ・書面でお金の受領を明確にします
- ・何を買うかは本人の自由です
- ・本人が使った物まで記録する必要はありません
- ・余ったお金を再び施設が預かるかはルールが必要ですよ

20

請求書が届いた

本人宛に携帯電話代の請求書が届きました

- ・コンビニで支払いをしないといけません
- ・定期的に届く請求書の場合、あらかじめ本人から支払いの依頼書をもっていただくこともあります
- ・請求金額がいつもより多い場合は本人に確認します

21

利用料を徴収する

- ・本人は現在、どのくらいお金があるのかわかりません
- ・利用料の有無に関わらず、毎月や一定期間のお金の動きを報告します

22

契約終了

- ・利用者が亡くなった時点で契約は終了します。それ以降に口座を使用することはできません。
- ・死亡後に請求が来た場合は、発行者にその旨を伝えます。
- ・引継ぎは相続人に行います。

23

■ 広報チラシ

利用者のお金の管理に困ったら

財産管理訪問研修会

どのように困ったらいいの？ どの範囲までできるの？
分からないコトだらけの財産管理サービス。

前年度に開催して好評だった財産管理研修会を貴事業所で開催しませんか。忙しくて出かけるられない、自分たちのサービスも見てほしい、他の職員にも教えてほしい等のご要望をいただきました。財産管理サービスについて考える・知る機会をもっと多くの事業所にもっていただきたいので、貴事業所に訪問して研修会を開催することになりました。

プログラム

- ・ 契約管理の意義
- ・ 契約管理の留意点
- ・ 契約管理の方法

当法人職員が貴事業所のスタッフと
財産管理についてお話しします

定員：10事業所（先着順）
費用：無料

お申込みは
FAXの場合：裏面の申込書をご利用ください
WEBの場合：当法人ホームページにアクセス
(申込フォームがあります)

お問合せ

特定非営利活動法人
NPO かなびの丘

〒691-8032 大阪府堺市北区石川町1-18-1
TEL: 072-255-6336 / FAX: 072-205-5050
MAIL: info@kanabino.jp / URL: http://www.258801.jp

we CAN NAVIGATE you
高齢者の財産管理サービス
社会福祉事業所かなびの丘

(2) 訪問研修（コンサルティング）の実施

①目的

- ・研修会を実施した団体および2018年度実施の研修会や訪問研修に参加した団体を対象にフォローアップを行なう
- ・各施設でどのように財産管理サービスを実施しているのかを把握する

②開催日時・場所

訪問日	訪問先
2019年8月17日（土）	病院（堺市南区）
2019年9月2日（月）	障がい者施設（大阪市鶴見区）
2019年9月18日（水）	障がい者施設（泉南市）
2019年10月24日（木）	障がい者施設（堺市堺区）
2019年10月31日（木）	高齢者施設（東大阪市）
2019年11月7日（木）	高齢者施設（堺市西区）
2020年1月22日（木）	障がい者施設（松原市）
2020年2月6日（木）	高齢者施設（堺市堺区）
2020年2月18日（火）	病院（堺市中区）

③内容

- ・訪問研修会の内容を基に各事業所の実態に即した形でフォローアップ研修を行った



Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

本事業は「日本財団 2019 年度助成」を受けて実施したものです

財産管理事業モデルの普及事業 報告書

2020（令和2）年 3 月

特定非営利活動法人 NPO かなびの丘
〒591-8032 大阪府堺市北区百舌鳥梅町 1 丁 18 番 1 号
TEL 072-255-6336 FAX 072-205-5050